

※ 造船・船用工業分野に関する必要な書類

<認定・変更用・第3表の5>

番号	必要書類	様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					いずれか選択	過去に提出した申請日及び申請番号	
	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類						
1	A)申請人が技能実習2号良好修了者(2年10か月以上)の場合	※③のみ参考様式第1-2号 △(注1)	○	※希望する業務区分に試験免除となる職種・作業の技能実習は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」の別表を参照 ※技能実習生に関する評価調査の発行が受けられない場合には申請前に地方出入国在留管理局に相談してください。 ※今回の所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合であつて、所属機関が技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年以内に受けていないときに限り提出省略可	有	無	有 無
	B)申請人が上記に該当しない場合						
2	造船・船用工業事業者の確認通知書		△(注3)	※初めて、造船・船用工業分野で受け入れる場合には、申請前の国土交通省の手続が必要	有	無	有 無
3	造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)	分野参考様式第7-1号	○		有	無	有 無
4	協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関) (注) 特定技能外国人の初回の受入れから4か月以上経過している場合に必要		○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に提出(初めて造船・船用工業分野で受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)が必要 ※令和6年6月15日より前の申請について、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(改正前の分野参考様式第7-1号)の提出が必要	有	無	有 無
以下、登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合に必要な書類(登録支援機関の関係書類)							
5	造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)	分野参考様式第7-2号	○		有	無	有 無
6	協議会の構成員であることの証明書(登録支援機関) (注) 造船・船用工業分野に関し、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以上経過している場合に必要		○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に提出(初めて造船・船用工業分野で1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には申請前の協議会加入手續)が必要 ※令和6年6月15日より前の申請について、初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(改正前の分野参考様式第7-2号)の提出が必要	有	無	有 無